

被災者生活再建支援法改正案 概要

法改正の趣旨

- ① 東日本大震災以降の建築資材の高騰等により被災地の復興の環境が厳しさを増す中、生活再建の呼び水として、被災者生活再建支援金を拡充。
- ② 被災者生活再建支援金の国庫補助率を引き上げることにより、被災自治体の負担を軽減。

第一 被災者生活再建支援金の額の引上げ

東日本大震災以降の災害の被災世帯(公布日以後に住宅の再建等を行った場合)に対する被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引上げ。

基礎支援金	全壊・解体・長期避難 100万円	大規模半壊 50万円	
+			
加算支援金	建設・購入 200万円→400万円	補修 100万円→200万円	賃借(公営住宅以外) 50万円→100万円
→ 被災者生活再建支援金全体の最高額: 300万円→500万円			

第二 国庫補助割合の引上げ

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合: 2分の1→3分の2
※ 東日本大震災については、既に5分の4に引上げ済

第三 検討条項

半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯の範囲について検討。

施行期日: 公布の日